

建築工事監理業務委託成績評定基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築設計及び工事監理業務の成績評定要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、建築工事及び建築設備工事（以下、「建築工事等」という。）に関する工事監理を行う業務委託の成績評定（以下「評定」という。）の標準的な方法について必要な事項を定めるものである。

(評定の方法)

第2 評定は、監理業務の発注者が、監理業務ごとに当該業務の受注者についてその履行過程及び成果に関する評価項目について行った評価から評定点を算定することにより行うものとする。

2 評定者は、評定を行おうとする業務（以下「対象業務」という。）について、評定表により評定を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(評価項目)

第3 評価項目の内容及び配点は表－1のとおりとする。

(検査員及び監督員の採点)

第4 検査員及び監督員の採点は、次によるものとする。

- (1) 検査員は、採点表の検査員用により採点を行う。
- (2) 総括監督員は、採点表の主任（総括）監督員用により採点を行う。
- (3) 主任監督員は、採点表の主任（総括）監督員用あるいは一般（主任）監督員用により採点を行う。
- (4) 一般監督員は、採点表の一般（主任）監督員用により採点を行う。

(評定点の算出)

第5 評定点の算出は、評定を行った検査員及び監督員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき行う。各評定点の内容は下記による。

- (1) 採点は、評価の視点ごとに0点を標準とし、当該評価の視点に係る業務の状況に応じ、標準より優れていた場合は0から配点を最大とする数値を加え、標準より劣っていた場合は0から配点を最大とする数値を減じることにより行う。
- (2) 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- (3) 業務評定点は、評価項目に係る採点者全員の採点結果の合計値（最大35点）を、65点（標準点）に加算して算出する。
- (4) 評定点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

(業務履行中等に生じた事由による減点)

第6 対象業務の履行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の

措置がとられた場合は、当該業務の評定点に対して、表－２により１５点まで減点することができる。

また、対象業務において、受注者に起因する契約の違反が発生し、債務の不履行又は債務の不履行に基づく損害賠償の請求等の措置を行った場合は、当該業務の評定点に対して、表－３により２０点まで減点することができる。なお、業務評定点が採点された後に当該違反が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

（評定の修正）

第７ 要領第８条に定める評定を修正する必要があると認められる場合とは、次の場合とする。

- （１） 第６により業務評定点が採点された後に、遡って減点を行った場合
- （２） 工事施工中又は工事完了後に生じた事由などにより、佐賀県県土整備部成績評定評価委員会の審議を経て収支等命令者が評定の修正を行う必要があると判断した場合

附則

（施行期日）

この基準は、平成２３年７月２１日から施行する。

（適用）

この基準は、平成２３年４月１日以降に契約した業務委託のうち、施行期日以降に完了した全ての業務委託に適用する。

附則 この基準は、平成２８年４月１日から適用する。

附則 この基準は、令和５年４月１日から適用する。

表－１ 評価項目の内容及び配点

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	一般 監督員	主任 監督員	検査 員	配点	
プロセス評価	専門技術 力	業務執行技 術力	目的と内容の理解	0.6	2	-	1	
			必要情報の把握	1.2		-	1.6	
			検討・確認項目、検討・確 認内容	1.2		4	5.6	
			打合せ資料の内容	1.2		-	1.6	
			十分な技術力	1.2		-	1.6	
	管理技術 力	実施手順 工程管理能 力 調整能力 迅速性	実施手順、工事工程管理	0.24	1.5	2	0.94	
			実施体制	0.24			0.94	
			打合せ内容の理解、記録	1.08			1.78	
			協力事務所等間の情報伝達	0.12			0.82	
			工程管理	2.16			2.86	
		品質管理能 力	ミス防止の実施	0.48	-	-	0.48	
		弾力性等	工事工程の変更への対応	1.2	-	-	1.2	
	コミュニ ケーショ ン力	説明力、表 現力、協調 性	理解しやすい説明・表現	0.6	-	-	0.6	
			円滑な業務遂行への努力	1.08	-	-	1.08	
	取組姿勢 社会性	責任感、積 極性	責任感の強さ、積極性	1.2	2	-	3.2	
	結果評価	施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認	目的の達成度	2.4	1.5	-	2.9	
			業務報告書等の的確な取り まとめ	2.4		1	3.9	
			ミスの有無	2.4		-	2.9	
	合 計				21	7	7	35

表－２ 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	文書注意	指名停止 1か月まで	指名停止が 1か月を超える
減点	5点	10点	15点

表－３ 債務の不履行又は損害賠償が実施された場合等の減点基準

区分	債務の不履行又は債務の不履行に 基づく損害賠償の実施	故意又は重過失による、債務の不履行又は 債務の不履行に基づく損害賠償の実施
減点	10点	20点